様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年 8月 20日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）たいようぶらしかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 太陽刷子株式会社  （ふりがな）おぐら　てるのり  （法人の場合）代表者の氏名 小倉　輝紀  住所　〒658-0042  兵庫県神戸市東灘区住吉浜町19番18  法人番号　3140001024469  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 経営ビジョンとDX戦略 | | 公表日 | 2025年　7月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ（<https://www.taiyo-brush.co.jp/dx/BasicPolicyandStrategyforDXPromotion.pdf>）  1ページ「経営ビジョン」 | | 記載内容抜粋 | 当社は、質の高いものづくりとスマートファクトリーの実現を通じて、生産活動の最適化と情報管理の効率化を図ります。あわせて、労働生産性の向上により「稼ぐ力」を強化し、持続的な成長を目指します。さらに、社員一人ひとりが安心と希望を抱ける職場環境を築き、企業と社員がともに成長できる未来を創造します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である製造会議（2025年6月16日開催）において承認された内容です。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 経営ビジョンとDX戦略 | | 公表日 | 2025年　7月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ（<https://www.taiyo-brush.co.jp/dx/BasicPolicyandStrategyforDXPromotion.pdf>）  5ページ「DX戦略①」～8ページ「DX戦略④」 | | 記載内容抜粋 | ①当社工場のIoT化により設備稼働率をリアルタイムに把握し、生産ライン停止原因を分析、改善する。また、生産工程に関わるデータ収集およびムダの特定を行い、それらを踏まえて生産計画を立案する。  ②受発注、在庫、原価などを一元管理する基幹システムを構築し、データを蓄積する。それらを、BIツールでリアルタイムに可視化することで、迅速な意思決定を支援する。  ③生成AIおよびRAG（検索拡張生成）技術を活用し、自然言語により社内に蓄積された各種情報資産を検索・活用できる情報基盤を構築する。また、AI技術を活用して市場動向の予測と顧客ニーズを分析し、得意先への提案活動や自社ブランド製品の競争力を強化する。  ④業務成果やプロセスを可視化するデジタルツールを導入し、客観的なデータに基づく評価を行うことで、公正で透明性の高い評価制度を実現する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である製造会議（2025年6月16日開催）において承認された内容です。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ（<https://www.taiyo-brush.co.jp/dx/BasicPolicyandStrategyforDXPromotion.pdf>）  3ページ「DX推進体制およびDX人材の育成」 | | 記載内容抜粋 | 代表取締役がDX推進の統括責任者となります。  情報システム部および生産技術部をDX推進の核として位置づけ、専門知識を持った人材を集中的に育成。社内全体へのDXノウハウ展開の中心的役割を担います。  各部署が情報システム部・生産技術部と協力します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <https://www.taiyo-brush.co.jp/dx/BasicPolicyandStrategyforDXPromotion.pdf>  「DX戦略① 生産活動のスマート化による最適化」～「DX戦略④ 社員が安心・希望を持てる働きやすい職場づくり」 | | 記載内容抜粋 | 生産現場においては、製造設備に加え、コンプレッサー等の生産に関わるあらゆるモノをIoT化する方針です。そこで蓄積されたデータを活用するため、生産管理システムを中心とする統合型基幹システムを構築します。BIツールも導入し、各部門のデータを横断的に共有・分析できる環境を整えています。  また、生成AIおよびRAG（検索拡張生成）技術を活用し、自然言語でデータを検索する情報基盤を実現するため、必要な機材の導入やPoCを推進します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 経営ビジョンとDX戦略 | | 公表日 | 2025年　7月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ（<https://www.taiyo-brush.co.jp/dx/BasicPolicyandStrategyforDXPromotion.pdf>）  2ページ「DX推進基本方針」 | | 記載内容抜粋 | 4つの柱を中心にビジネスモデルを定め、年間のPoC（概念実証）完了数、業務プロセスのデジタル化率（％）、労働生産性向上率（前年比）を当社DX戦略達成度の指標と定めます。  ・DX戦略①生産活動のスマート化の達成度指標  PoC完了数および業務プロセスのデジタル化率（％）を指標とし、試行的取り組みの成果と業務変革の進展度合いを測定する。  ・DX戦略②データ活用による労働生産性向上の達成度指標  PoC完了数および業務プロセスのデジタル化率（％）に加え、労働生産性向上率（前年比）を指標とし、定量的に進捗を把握する。  ・DX戦略③AI技術の活用による競争力強化の達成度指標  PoC完了数および業務プロセスのデジタル化率（％）を指標とし、AI活用の実効性を評価する。  ・DX戦略④働きやすい職場環境づくりの達成度指標  PoC完了数および業務プロセスのデジタル化率（％）を指標とし、DXを通じた負荷軽減や制度改革の浸透度を把握する。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　7月　1日 | | 発信方法 | 当社ホームページ（<https://www.taiyo-brush.co.jp/dx/daihyo_letter.pdf>） | | 発信内容 | 太陽刷子株式会社（以下、当社）は、経営ビジョンの実現に向けた中核的な取り組みとして、DX（デジタルトランスフォーメーション）を本格的に推進するにあたり、基本方針と具体的な戦略を策定・公表いたします。  当社はこれまで、「質の高いものづくり」を通じて信頼される製品を世に送り出してまいりました。今後はそれに加え、IoTやAIなどの先端技術を積極的に取り入れ、いわゆるスマートファクトリーの実現を目指してまいります。  生産活動の最適化、情報の即時共有と見える化を通じて、社内の業務プロセス全体を見直し、社員一人ひとりの生産性を高め、「稼ぐ力」のある持続可能な企業への変革を進めていきます。  DXは単なるIT化ではなく、私たちの働き方や価値創造の在り方そのものを問い直す企業変革の取り組みです。当社では、小規模製造業ならではの俊敏性を活かしながら、次の4つの柱を軸とするDX戦略を推進いたします。  ・生産活動のスマート化  ・データ活用による労働生産性の向上  ・AIを活用した競争力の強化  ・働きやすい職場づくり  これらの実現に向けては、情報システム部および生産技術部が中心となり、各部門と密に連携しながら、現場に根ざした課題を一つ一つ解決していく方針です。また、取り組みの成果は年間のPoC（概念実証）完了数および業務プロセスのデジタル化率(％)として評価し、進捗を可視化してまいります。  DXは容易な道のりではありません。しかし、社員一人ひとりが安心と希望を持ち、自らの業務に誇りと成長を実感できる未来を創るために、当社はこの変革を全社を挙げて推進してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 4月頃　～　2025年 7月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより入力済みです。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 5月頃　～　2025年　6月頃 | | 実施内容 | Security Action制度に基づき、情報セキュリティ基本方針を策定、社内規定として2025年6月1日付けで発効しました。また、二つ星の自己宣言を実施しました。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。